

規範項目 1

経営

農場経営の方針及び農場ルール等の作成

より良い農場を目指すための「農場経営の方針」や「農場ルール」等を定め、農場内の全作業者に周知し、PDCAサイクルによる農場管理を実践しましょう。

取組事項

- ・ GAPの5分野の改善に関する取組事項を明確にするとともに、取組事項に沿った「農場経営の方針」を作成し、周知する。
- ・ 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知する。
- ・ 責任者・作業者の能力を向上するための教育訓練を実施する。
- ・ 農場管理に必要な農場ルールの決定、実施、検証、見直しを行う。
- ・ 年間の生産計画を作成し、実施した作業を記録する。
- ・ 生産実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映する。
- ・ 農場管理の検証に必要な記録内容とその保存期間を設定し、記録を作成・保存する。

どのように適正な農場管理をしているかを「見える化」し、取引先や消費者等への説明責任を果たしていくためには、GAPの5分野（食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理）の取組事項に沿った「農場経営の方針」を作成し、その実現に向けた組織体制や仕組み、ルールづくりを行うことが必要です。

農場ルールの文書化やルールに基づく農場管理の実施・検証・見直し、作業員への教育訓練等の取組みを通じて、農場管理の体制を整備・確立し、持続可能な農業経営を目指しましょう。

【PDCAサイクルによる農場管理】

- (1) より良い農場を目指すための「農場経営の方針」を全作業員と一緒に考え、作成します。
- (2) 組織体制を定め、責任者・作業担当者等を決定し、必要な教育訓練を実施します。
- (3) 実際の農場管理に必要な農場ルールを決定し、実践します。
- (4) 実践時の記録等を基に、その効果を検証します。
- (5) 必要に応じて、組織体制や農場ルールを見直します。
- (6) 見直した農場ルールを再度実践します。(→以降は、(4)～(6)を繰り返します。)

また、作業記録や使用した資材等の記録は、実施した農場管理の検証や農場ルールの見直しに活用する他、取引先や消費者等への提示にも活用できます。

必要な記録内容と保存期間を設定し、農場管理の実施記録を作成・保存しましょう。ただし、単に記録を保存するのではなく、必要な時に必要な情報を取り出せるよう、記録を整理しておきます。特にクレーム等が発生した際には、素早く対応することが重要です。記録をすぐに活用できる状態にしておきましょう。

【経営方針の掲示例】

株式会社●●農産 経営方針

法令を遵守し、農場を継続的に改善して以下の事項を達成することにより、取引先をはじめ、従業員、地域から信頼される農場を目指します。

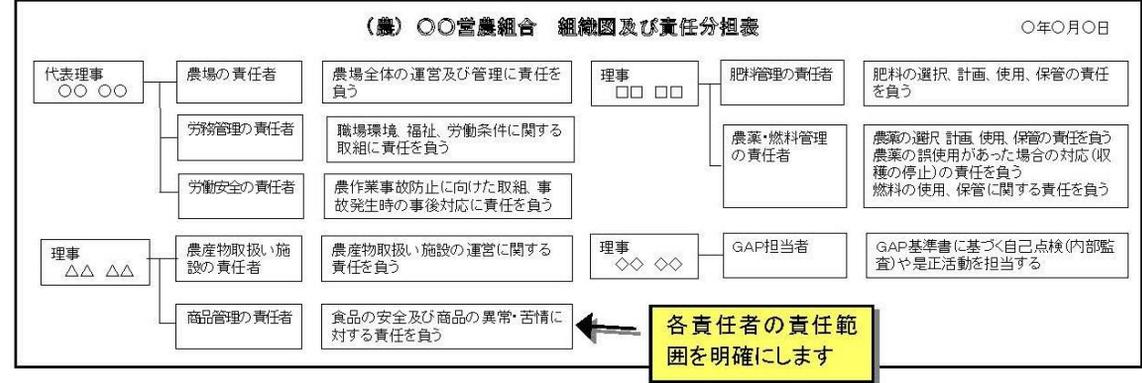
- 1 食の安全(残留農薬や異物混入等の事故をゼロにする)
- 2 労働安全(労働災害をゼロにする)
- 3 環境保全(廃棄物の適正な処置と有効利用、省エネルギーの推進)
- 4 信頼できる農場経営管理(栽培記録や識別管理、素早い苦情対応の実施)
- 5 人権の尊重と適切な労務管理(働く全ての人との円滑なコミュニケーション等)

20XX.06.01 代表取締役社長 ○○○○

【農場ルールの掲示例】



【組織体制の例】



【教育訓練の例】

責任者	教育訓練の内容、実施機関
商品管理の責任者	◇食品衛生に関する研修会の受講
肥料管理の責任者	◇農林振興センターやJAからの施肥指導 ◇土壤医検定の受検 ◇施肥技術マイスター資格の取得 □土壤医検定について: http://www.doiken.or.jp/ □施肥技術マイスターについて((一社)全国肥料商連合会 HP): http://www.zenpi.jp/
農薬管理の責任者	◇県が実施する「農薬管理指導士研修」の受講 ◇農林水産消費安全技術センター(FAMIC)や農薬工業会のHP等からの情報入手 □農薬管理指導士 HP: http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1612/kj00013669.html □農林水産消費安全技術センターHP: http://www.famic.go.jp/ □農薬工業会 HP: http://www.jcpa.or.jp/
労働安全の責任者	◇消防署等が実施する救命講習の受講 ◇農作業安全情報センターのHP等からの情報の入手 □農作業安全情報センターHP: http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzaenweb/
労務管理の責任者	◇県担い手育成総合支援協議会が主催する労務管理に関する研修会の受講
GAPの担当者	◇JGAP指導員基礎研修の受講(JGAP指導員資格の取得) ◇(一財)日本GAP協会HPからの最新情報の入手 □(一財)日本GAP協会HP: http://jgap.jp/

【記録作成の例】

令和○○年度 栽培記録(生産履歴)

○○○○ 農協 △△△ 実用(実用)

姓 名	電 話	電 話	品 種	注 意
種子管理	○○○○	●●●●	×××	消費の方法
購入先	●●●●	●●●●	●●●●	消費の場所
本年管理	●●●●	●●●●	●●●●	消費の場所

区 分	品 名	使用 月 日	使用量
土づくり	▲▲▲▲	4月 1日 - 4月 1日	○○ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
播 種	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	▽▽ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
除 草	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a

区 分	品 名	使用 月 日	使用量
播 種	××××	4月 1日 - 4月 1日	○○ kg/10a
	××××	4月 1日 - 4月 1日	△△ kg/10a
	××××	4月 1日 - 4月 1日	△△ kg/10a
	××××	4月 1日 - 4月 1日	△△ kg/10a
病害虫対策	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
本 田 播 種	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a
	●●●●	5月 1日 - 5月 1日	△△ kg/10a

刈取り予定日: ○月 ○日 ~ ○月 ○日

受入施設: ●●●●

自家消費施設: ●●●●

【根拠法令等】

・農業の「働き方改革」経営者向けガイド(平成30年度農林水産省公表)

2 飢餓をゼロに	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	12 つくる責任つかう責任
----------	---------------	--------------	---------------

規範項目 2

人権

経営

雇用・労働環境の整備

基本的人権が守られていない農場では、雇用者の不平や不満が高まり、手抜きや散漫な行動等により、食品安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。各種法令に則り、雇用者が、やりがいを持って気持ちよく働ける環境をつくりましょう。

取組事項

- ・ 法令に基づく労働条件を遵守し、雇用者に労働条件を提示する。
- ・ 労使間において、労働条件、労働環境、労働安全に関する意見交換を実施する。
- ・ 安全で健康な労働環境づくりと農場内の整理・整頓・清潔・清掃を実施する。
- ・ (家族経営の場合) 家族間の十分な話し合いによる家族経営を実施する。
- ・ (外国人雇用がある場合) 法令に基づく必要な届出や労働条件を遵守する。
- ・ 人権侵害防止の管理方法を定めて実施する。

雇用者には、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等の法令に則り、適切な手段で雇用条件を提示し、納得してもらった上で、気持ちよく働いてもらうことが重要です。

繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合には、雇用者との意見交換を通じて、合意を得ておくことが重要です。また、人権保護に関する研修や教育を通じて、人の多様性への理解や、性別、国籍、宗教などによる差別や偏見のない職場環境をつくりましょう。

【家族経営の場合】

家族間で1人1人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。

このため、「家族経営協定」を作成し、お互いにどのような目標に向かい、どのような立場で、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのか、明確にしておきましょう。

【技能実習生などの外国人雇用がある場合】

外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。外国人雇用の際に、適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認するとともに、制度を理解し、関係機関と相談して必要な届出を行い、認可を受けます。

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の規定は、外国人にも適用されます。経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同等の労務管理が義務付けられていることに留意するとともに、適切な対応を行うための環境を整備しましょう。



日本農業法人協会
「家族経営協定スタートブック」
https://hojin.or.jp/files/standard/kazokukeiikyoutei_startbook.pdf

農業者の皆様へ

外国人技能実習制度について
～特に押さえておくべきポイントとは～



令和2年0月
農林水産省

農林水産省
「外国人技能実習制度について」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-53.pdf>

表 労働基準法における法定3帳簿(労働者名簿・賃金台帳・出勤簿)

帳簿の名称	記載項目	保存期間・起算日	様式
労働者名簿 (第107条)	①労働者氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇用年月日、⑧退職や死亡年月日、その理由や原因	5年 労働者の死亡・退職・解雇の日	様式19号 (記載内容に漏れがない場合は、様式第19号以外でも可) 厚生労働省HP等からもダウンロード可
賃金台帳 (第108条)	①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額	5年 労働者の最後の賃金について記入した日 又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	様式20号(常用) 様式21号(日雇) (記載内容に漏れがない場合は、様式第20号・21号以外でも可) 厚生労働省HP等からもダウンロード可
出勤簿等 (第108条関係)	①出勤簿やタイムカード等の記録、②使用者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、③残業命令書及びその報告書、④労働者が記録した労働時間報告書等	5年 労働者の最後の出勤日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	任意

【根拠法令等】

- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)
- ・職業安定法(昭和22年法律第141号)
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第103号)
- ・農業分野における技能実習生の労働条件の確保について(平成25年度農林水産省通知)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について(平成6年度農林水産省通知)



農場の基本情報に関する記録の作成・保存

農場管理に関わる全作業員で共有する基本情報(栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等)の管理台帳を作成し、危険箇所や留意点を記録しておくことで、ほ場の勘違いなどのミスがなくすとともに、安全で効率的な作業が可能となります。

取組事項

- ・ 全てのほ場やハウス等の施設について、管理台帳を作成する。
- ・ 管理台帳に整理した基本情報(栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等)は、事務所や作業場に掲示するなど、全作業員で共有する。
- ・ 危機対応についてのマニュアルや緊急時の連絡先一覧を作成する。

ほ場位置等の情報が不明確では、作業時の間違いや勘違いが生じる可能性があり、例えば、経験不足の作業員が誤って別ほ場で防除作業をする等の事故につながる恐れがあります。

このため、ほ場や施設には番号や分かりやすい名称を付けるとともに、事故等に対応するためのマニュアルを作成し、全作業員で共有することで、適切な農場管理が可能となります。

【管理台帳の作成】

ほ場や施設の管理台帳を作成し、これまでの栽培履歴の中で把握している危険箇所や留意点等を記録しておきます。

【全作業員で情報共有】

管理台帳は、生産工程管理の土台となるものです。事務所や作業場など、全作業員が常に確認できる場所に掲示し、情報の共有を図りましょう。

【危機対応マニュアル等の作成】

危険箇所の把握だけでなく、実際に労働災害や品質事故が発生した場合を想定した危機管理の対応マニュアルや緊急連絡先を作成しましょう。

【ほ場管理のための様式例】

ほ場管理台帳（イメージ）

氏名：富山 太郎 TEL：076-123-456×

ほ場等番号	所在地(地番)	面積	備考(留意点等)	ほ場周辺地図
No1	〇〇1-1	〇a	侵入路の傾斜大 農業機械出入りの際は注意	
No2	〇〇1-2	〇a		
No3	〇〇2-1	〇a	特に隣接ほ場への農業飛散に注意	
No4	〇〇2-3	〇a	特に隣接ほ場及び住宅地への農業飛散に注意	
No5	〇〇3-1	〇a	周辺への農業飛散に注意	
ハウス No1		〇a	今期から水稻育苗後にとும்orこし作付け	
ハウス No2		〇a	“	

■その他留意事項

- ・ 近隣住民への周知のため、防除開始前に、防除計画を配布する。
- ・ 農道の交通量が多いことから、ほ場の出入時の安全確認に十分注意する。

※ ほ場周辺図には、隣接する周辺ほ場の情報や住宅地等も記載すること。

【連絡先等様式例】

役割分担・連絡先（危機対応関係含む）

■担当者一覧

区分	氏名	連絡先	備考
栽培管理責任者	富山 太郎	090-1234-××××	
品質管理責任者	〇〇 〇〇	090-1234-××××	
農業使用責任者	〇× ××	090-1234-××××	
肥料使用責任者	〇× ××	090-1234-××××	
会計責任者	富山 太郎	090-1234-××××	

■関係者連絡先一覧

関係者名	担当者名等	連絡先	備考
〇〇農協××支店	〇〇営農指導員	076-123-××××	携帯：090-1234-××××
〇〇市役所農産課	××主任	076-123-××××	
〇〇農林振興センター	〇×主任	076-123-××××	
〇〇農機	×〇課長	090-1234-××××	

■緊急時連絡先一覧

関係者名	連絡先	備考
〇〇警察署	076-123-××××	緊急時は「110」
〇〇消防署	076-123-××××	緊急時は「119」
〇〇病院	076-123-××××	

【根拠法令等】

・ 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年度農林水産省公表）

生産資材に関する記録の作成・保存

農薬は、農薬取締法に基づき、使用年月日や場所、農作物等を記録する必要があります。また、肥料等の生産資材についても事後に生産工程を確認できるよう、購入伝票を保存し、使用履歴を記録しましょう。

取組事項

- ・ 農薬・肥料・種苗等の生産資材の購入伝票等を保存する。
- ・ 信頼できる供給元から適正な手段により種苗を入手し、種苗の管理及び種苗の調達に関する記録を保存する。
- ・ 農薬・肥料・種苗等の使用後は、使用年月日や場所等の情報を記録し、保存する。
- ・ 記録を基に事後の検証を行い、農薬・肥料の効果的な使用等に活用する。

農薬使用に係る記録は、農薬を使用する者が遵守すべき基準として農薬取締法に基づく省令で定められており、基準に違反した場合は3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなっています。

また、肥料等その他の生産資材については、法令上の定めはありませんが、記録を作成し、保存することで、取引先や消費者等への情報提供が可能となり、農産物の信頼性の向上につながります。

また、万が一、農産物の汚染や食中毒などの事故が生じた場合、原因究明の手がかりになるとともに、汚染された農産物の廃棄処理が、特定のほ場に限定できるなど、被害の広がりを防ぐことにつながります。

このことから、生産資材の使用後は使用履歴簿への記録やその他の方法により、速やかに記録を行いましょう。

【農薬使用に係る帳簿の記録】

- (1) 農薬を使用した年月日 (2) 農薬を使用した場所 (3) 農薬を使用した農作物等
(4) 使用した農薬の種類又は名称 (5) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

【その他生産資材に係る記録】

肥料等の生産資材についても、購入伝票を保存し、使用履歴の記録を行いましょう。

なお、生産資材だけでなく、当該年の気象や作物の生育状況、施設・機器の点検・清掃記録等を残すことは、事後の検証にも大変有効です。記録はできる限りほ場毎に作成するとともに、農薬・肥料等の効果的な使用のための評価・改善や労働力の配分、在庫管理による経費の節減等に活かしましょう。

【生産履歴記録の例】

令和〇〇年産米 栽培記録（生産履歴）

〇〇〇〇 農協 △△△ 支店(支所)

住所	富山市新徳曲輪1-7		電話番号	076-444-8292	
氏名	富山 太郎	総面積	□□ a	品種名	コシヒカリ
種子・苗購入先	〇〇〇〇 農協	※種子・苗購入量	(種子) ×× kg (苗) 枚	消毒の方法	温湯消毒 消毒済 未消毒
本田管理	耕起 (4月26日~4月30日)	代かき	(5月10日~5月12日)	田植	(5月13日~5月15日)

※苗購入の場合、農協で苗生産者の種子消毒剤・使用量等を確認させていただきます。

区分	土壌改良資材、肥料名		施用月日	施用量
土づくり	大地のロマン		4月5日~4月9日	◇◇ kg/10a
	その他()		月 日~ 月 日	kg/10a
施肥	基肥	靖か安○●◎	5月13日~5月15日	▽▽ kg/10a
	早追	なし	月 日~ 月 日	- kg/10a
	追肥	なし	月 日~ 月 日	- kg/10a
	穂肥①	○●化成◎子	7月20日~7月21日	▼▼ kg/10a
	穂肥②	○●化成◎子	7月27日~7月28日	▼▼ kg/10a
	穂肥③		月 日~ 月 日	kg/10a

区分	農薬名	使用月日	使用量
除草	□■フロアブル	5月17日~5月19日	500 ml/10a
	■□■/キロ粒剤	6月2日~6月4日	1 kg/10a
		月 日~ 月 日	kg/10a

区分	時期	農薬名	使用月日	使用量	
病虫害防除	育苗期防除	××+フロアブル	4月14日~4月15日	200倍液に24時間浸漬	
		×××液剤	4月23日~4月23日	1 cc/箱	
		+××水和剤	4月23日~4月23日	1 cc/箱	
	*箱苗購入 (施設より)		月 日~ 月 日	g/箱	
		箱苗施薬(+×箱粒剤)	5月13日~5月15日	50 g/箱	
	本田防除	粉剤 又は 液剤	① ◇◆粉剤DL	7月29日~7月30日	4 kg/10a
			② ◆◇粉剤DL	8月8日~8月9日	4 kg/10a
			③	月 日~ 月 日	kg/10a
	本田随時防除	無人 へり 散布	①出穂期	月 日~ 月 日	
			②穂揃期	月 日~ 月 日	
③傾穂期			月 日~ 月 日		
			月 日~ 月 日		
			月 日~ 月 日		

刈取り予定日	9月14日~9月16日	
受入施設	共乾施設	(△ ▼ △ ▼)カントリー ()ライスセンター
	自家乾燥調製	検査倉庫

備考

【根拠法令等】

- ・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
- ・農薬取締法施行規則(昭和26年農林省令第21号)
- ・環境と調和の取れた農業生産活動規範について(平成16年度農林水産省通知)



衛生管理に関する記録の作成・保存

食品安全に関する作業者の意識を高めるため、農場内の衛生管理内容を文書化して全作業員で共有するとともに、必要に応じて取引先や消費者にも示せるようにしておきましょう。また、施設や器具等の洗浄・消毒、清掃の実施についても記録し、保存しておきましょう。

取組事項

- ・ 衛生管理の内容を文書化し、作業場に掲示するなど、全作業員で共有する。
- ・ 施設・器具等の洗浄・消毒、清掃の実施記録を作成・保存する。

食中毒事件が発生すると、経済的に大きな損失が発生することはもちろん、風評被害により、産地全体に大きな打撃を与えることにもなりかねません。

特に、野菜や果物は、生で食されることが多く、食中毒が発生する可能性があることから、しっかりと衛生管理に取り組むことが求められます。

【衛生管理内容の共有】

食品衛生は目に見えない微生物との戦いです。必要性は理解していても、取組意識が薄くなることが懸念されます。このため、衛生管理の取組事項について、作業場での掲示や作業打合せでの定期的な確認を行うなど、目に見える形で、全作業員が認識できる環境をつくるのが大切です。

【洗浄・消毒、清掃記録の保存】

衛生管理の内容を客観的に示すことは、万が一、食中毒事件が発生した際に、風評被害から自らを守るためにも重要です。衛生管理に関する記録は、最低でも当該農産物が消費されてから数週間経過するまで残しておきましょう。

また、記録を残すことで、事後に取組状況を確認し、改善に結びつけることにも活用できます。日頃から記録をチェックするようにしましょう。

表1 有害物質(細菌・ウイルス)による食中毒等に対する不安の程度(単位:%)

	全体	①非常に不安である	②ある程度不安である	③あまり不安を感じない	④全く不安を感じない	⑤よく知らない	無回答・無効回答
合計	401	18.5	57.9	22.2	1.2	0.0	0.2

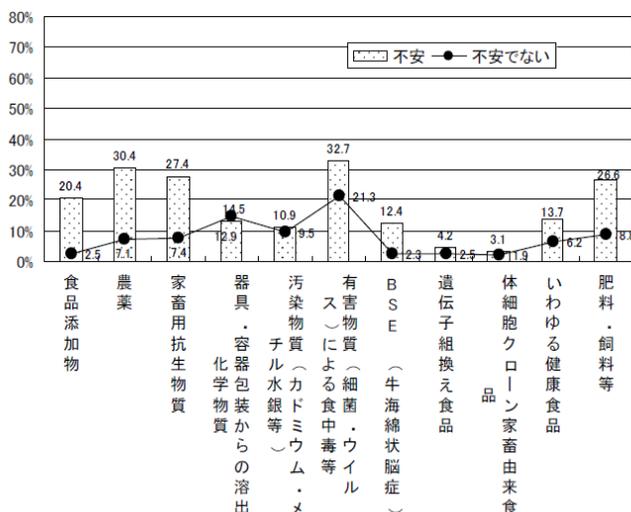


図1 「事業者の法令遵守や衛生管理が不十分・十分」を不安・不安でない理由とする割合(事項別)

表1、図1 出典:食品安全委員会 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」(平成22年8月実施)の結果より

表2 トイレ清掃における確認項目の例

清掃・確認項目	方法	
洗面台	洗面台	置いてあるものをどかし、隅々まで拭く
	鏡	水滴を拭い、隅々まで拭く
	石鹸	残りが少ない場合、補充する
	ジェットタオル	水滴を拭き、ドレンの水を捨てる
小便器	小便器	内側、外側をきれいに拭く タバコなどの異物があれば取り除く
個室	便器	内側、外側、タンクをきれいに拭く
	便座	裏、表、付け根まできれいに拭く
	便座のフタ	裏、表、付け根まできれいに拭く
	汚物入れ	袋ごと交換
	トイレットペーパー	残りが少ない場合、補充する

表3 トイレ清掃における確認チェックシートと記入例

時間	日					
	○/○	○/○	○/○	○/○	○/	○/
9:00	立山一郎	劔 岳男	立山一郎	薬師花子		
13:00	劔 岳男	薬師花子	劔 岳男	薬師花子		
17:00	立山一郎	劔 岳男	劔 岳男	劔 岳男		

【根拠法令等】

- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- ・栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(第2版)(令和3年度農林水産省策定)



規範項目 6

食品

経営

農産物の取引に関する記録の作成・保存

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」)により、米やその加工品については取引等の記録の作成・保存が義務付けられています。また、その他の農産物についても、食品衛生法において、生産から小売に関わる事業者に対して、記録の作成と保存を求めています。

取組事項

- ・ 農作物の出荷記録(品名や数量、取引先名など)と結びついた農場管理の記録(収穫作業内容、日時、ほ場場所など)を作成する。
- ・ 作成した記録は、販売後、米穀は3年間、その他の農産物は、流通実態に応じた合理的な期間保存する。

米トレーサビリティ法や食品衛生法により、農産物がどこから来てどこへ行ったのかわかるようにしておくことが求められています。これらの記録は、販売面だけでなく、産地偽装や食中毒などの食品事故が生じた際の自己防衛のためにも大変重要です。

【米トレーサビリティ法関係】

米穀(もみ、玄米、精米、砕米)、米粉、米飯類(各種弁当、米飯を調理したもの、包装米飯(冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む))、米加工品(もち、だんご、米菓、清酒)などの米・米加工品については、米トレーサビリティ法により、次の事項に係る記録の作成・保存が義務付けられています。

- ① 品名、② 産地、③ 数量、④ 年月日、⑤ 取引先名、⑥ 搬出入した場所
- ⑦ 用途を限定する場合にはその用途等

なお、記録は3年間保存する必要があります。ただし、消費期限が付された商品については3か月、賞味期限が3年を超える商品については5年の保存が必要となります。

【食品衛生法関係】

全ての農産物において、次の事項を可能な限り記録し、一定の期間保存することとされています。

- ① 生産品の品名、② 生産物の出荷又は販売先の名称及び所在地
- ③ 出荷又は販売年月日、④ 出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎)
- ⑤ 微生物や残留農薬等の検査(食品衛生法第11条規格基準への適合に係るもの)を行った場合はその記録

なお、求められる記録事項の確認が可能であれば、電子媒体や、実際の取引で取り交わされる伝票類(帳簿でも可)を保存しておくことでも、対応可能です。

保存期間は、農作物の流通実態(消費期限又は賞味期限)に応じて合理的な期間となるように設定することが基本です。



取引等の記録の作成・保存の義務が発生します。<平成22年10月1日施行>

✓ 伝票等についての確認事項

〔実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。〕

✓ 対象品目の確認(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- 玄米、精米、種もみ
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- ご飯、炊き込みごはん、おにぎり
- もち、だんご、米菓 等

✓ 伝票の内容の確認

- 品名 (通常用いている名称)
- 産地(注) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日[困難な場合は、受発注日等])
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)
- 用途 (用途が限定されている場合、その用途)



生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

■取引等の際における記録の仕方

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)について、下記にあげる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

お客様コード 0000000

〒0000-0000
東京都00区00-00

株式会社 0000000 様

TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000

毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

納品書(控)

売上 伝票 No.000000000

受注日〇〇年〇〇月〇〇日 納品日〇〇年〇〇月〇〇日

指図日〇〇年〇〇月〇〇日

納品先

書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等(これらの組み合わせを含む。)でも可能です。

年月日: 搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載。)

取引先の名称又は氏名

数量: 取引において通常用いている単位

品名: 取引において通常用いている名称

産地: 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載(上記(注2)を参照。)

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産コシヒカリ(10kg)	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	〇〇県産ほうれんそうM	10	XXX	XXXX
3	CXXXXX	〇〇県産長ネギAM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXX	〇〇県産ミニトマトM	10	XXX	XXXX
5	EXXXXX	〇〇県産レタスLL	20	XXX	XXXX
備考		計			XXXXXX
		合計			XXXXXX
		消費税等			XXXX
		総合計			XXXXXXXX
		納品価額計			XX

〇〇〇株式会社 〇〇本社

〒0000-0000 担当者 XXXX

東京都00区00-00 TEL: 03-0000-0000

FAX: 03-0000-0000

出典:農林水産省HP

■米トレーサビリティ法の概要

農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html)

【根拠法令等】

- ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)
- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- ・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について(平成15年度厚生労働省通知)

2 飢餓を
ゼロに

12 つくる責任
つかう責任

農産物等の適正な表示・荷姿の遵守

農産物には食品表示法により、「名称」と「原産地」の表示が義務付けられています。また、出荷にあたっては、常に一定の荷姿を遵守することが市場の信頼を得るために重要です。

取組事項

- ・ 食品表示法に基づき必要事項を適切に表示する。
- ・ 市場・実需の要望を踏まえた荷姿を遵守する。

食品表示法では、食品表示に関する一般的なルールを定めており、これに則した表示が必要です。小売段階まで情報が伝わるよう、箱や包装、結束テープ、伝票等に適切な表示を行いましょう。

【玄米及び精米】

必要な表示事項は、「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」です。定められた様式により、容器又は包装の見えやすい箇所に表示します。

【生鮮食品】

必要な表示事項は、「名称」と「原産地」です。

【加工食品】

必要な表示事項は、「名称」「原材料名」「原料原産地」「内容量」「賞味(消費)期限」「保存方法」「製造業者等の氏名又は名称及び住所」です。

【専用マークの表示】

有機JASマークやエコファーマーマークなどを、認定等を受けた農産物に表示する場合は、各マークの使用条件をよく確認してから使用しましょう。

【荷姿の遵守】

一般的に、農産物の大きさや長さ等の規格・基準が、市場や流通業者により定められています。これら規格に沿ったものを出荷することは、産地の信頼を得るために、必要なことです。

規格から外れた荷姿のものが混入していないか、確認してから出荷しましょう。

精米の表示の例

- ①裸売りの場合 = 名称、原産地
 ②容器・包装する場合 = (以下の事項)

■単一原料米の表示事項

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 富山県 コシヒカリ 2×年産		
内容量	〇kg		
精米年月日	平成2×年〇〇月〇〇日		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 TEL 0000-00-0000		



■複数原料米の表示事項

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割
	〔 富山県 コシヒカリ 2×年産 7割〕 〔 〇〇県 △△△△ 2×年産 3割〕			
内容量	〇kg			
精米年月日	年〇〇月〇〇日			
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 TEL 0000-00-0000			

※産地、品種、産年の記載には、証明が必要。

- ・国産品…農産物検査法 ・輸入品…輸出国の公的機関の証明

表示が不要な場合

- ・容器・包装のない加工食品(ばら売り)
- ・生鮮食品を生産(加工食品を製造、加工)し、その場で消費者に直接販売する場合(農家や菓子店等)
- ・設備を設けて飲食させる場合(レストラン、食堂、喫茶店等)

※ただし、「外食における原産地表示に関するガイドライン」において、原産地の表示が推奨されています。



JAS法ではスーパーのバックヤードで製造した惣菜を当該スーパーで販売する場合は表示不要ですが、容器包装されている場合、食品衛生法上、表示が必要になります。

【根拠法令等】

- ・食品表示法(平成25年法律第70号)

規範項目 8

経営

知的財産の保護・活用

農業分野における知的財産を保護・活用していくためには、農業者自らが開発した技術やノウハウなどを、知的財産として認識し、適切に取扱うことが重要です。

取組事項

- ・ 知的財産を保護・活用するための適切な手段(権利化、秘匿、公開)を選択する。
- ・ 自ら開発した技術・ノウハウ・ブランド名・ロゴマーク等が知的財産であることを認識し、その内容を文書化する。
- ・ 他者の知的財産を侵害しない。

農業分野の技術等を知的財産として保護・活用するための手段には、「権利化」、「秘匿」、「公開」があります。また、知的財産としての有効性や経済的価値を他者に示す必要があり、技術等の内容を「文書化」することが重要です。

【知的財産として保護・活用していくための手段】

- (1) 権利化: 特許権又は実用新案権を取得する。
- (2) 秘匿: 開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。
- (3) 公開: 学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教える。

いずれの手段を選択するにしても、それを決定していない時点では、その技術等の内容を他者に知られないようにしておくことが必要です。たとえ口頭であっても他者に技術等の内容を教えない、ほ場において他者が容易に技術等を確認できるような状況を作らないなどの注意が必要です。

また、農業分野では、特許権や実用新案権以外にも、育成・生産・販売のそれぞれの段階で、育成者権や意匠権、商標権といった「知的財産権」が関係してきます。さらに、権利を取得できる新規性はないものの、地域で受け継がれてきた農業技術などの知的財産も存在します。

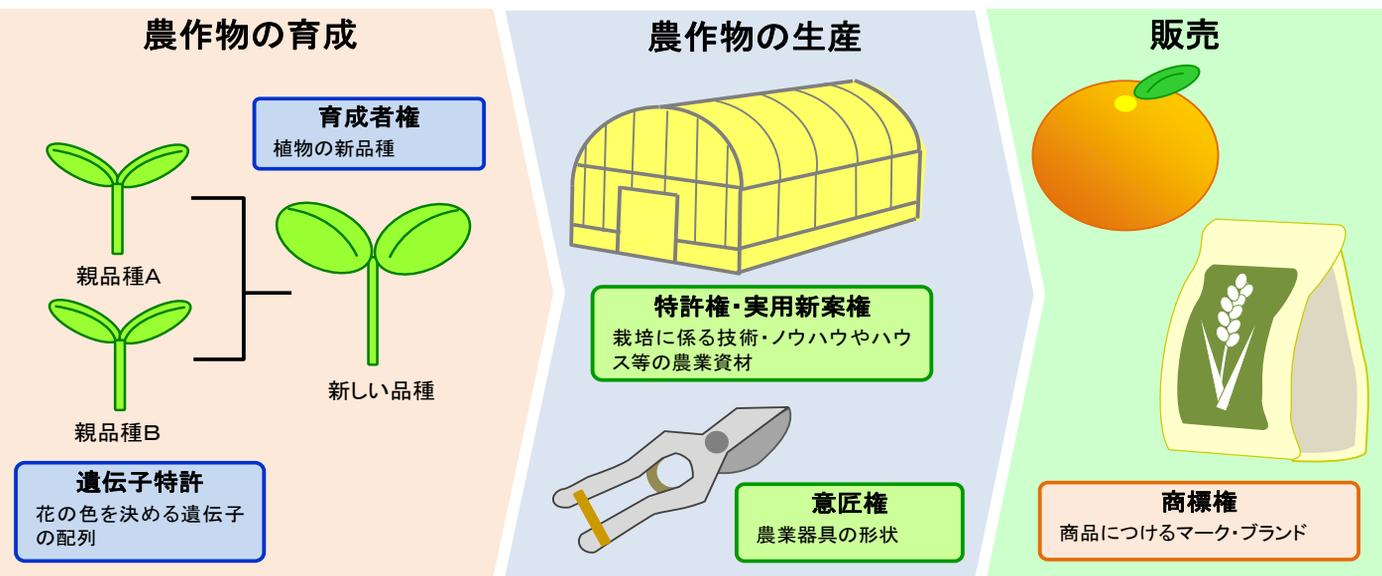
【「文書化」のポイント】

技術等の「文書化」にあたっては、以下の点を整理する必要があります。

- (1) 技術等が解決しようとする課題は何か
- (2) 技術等の原理、基本的な仕組み(装置図などの図面)
- (3) 技術等の具体的方法、手順(必要な資材や機械)
- (4) 技術等の効果を裏付けるデータ

特に、他者に技術等の有効性を認識させるためには、効果を裏付けるデータを収集しておくことが極めて重要です。

■農業における知的財産権の例



■知的財産権以外の重要な知的財産(例)

- 古くからある農業技術
- 和牛等の動物の遺伝資源
- 食文化・伝統文化
- 古くからある植物品種(コシヒカリ、ふじ等)
- ブランド(地域ブランド、農産品ブランド)
- 人々の手によってつくられた農山村景観

【特許権・実用新案権の基本的な知識】

- 特許権・実用新案権を取得するには、新たに開発した技術が法律に定められた要件を満たしている必要がある。農業分野で特許の保護の対象となるのは、植物の育種、交配、栽培等の方法、新種の微生物やその利用方法、農業機械や農具、肥料、農薬などがある。また、食品の調理方法・装置、保存方法なども保護対象となる。
- 特許権・実用新案権を取得・維持していくためには、国に納付する手数料が必要となる。また、手続を弁理士に委任する場合には、その費用も発生する。
- 特許権は、出願、公開、審査、査定、登録といった手続を経て、取得することができる。出願から登録の間に、技術の再評価を行い、特許を取得しないことも選択することができる。
- 実用新案権は、出願時に出願手数料と登録料を支払い、形式審査をパスすれば取得することができる。ただし、権利侵害に対して警告を行う等権利を主張する場合には、特許庁から実用新案技術評価書を取得することが必要となる。

農林水産省「農業の現場における知的財産取扱指針」より抜粋

【根拠法令等】

- ・種苗法(平成10年法律第83号)
- ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
- ・特許法(昭和34年法律第121号)
- ・商標法(昭和34年法律第127号)
- ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号)

登録種苗の適切な使用

多収や高品質、耐病性等の優れた品種は、権利保護のため、種苗法に基づく品種登録が行われています。令和4年4月より、登録品種の種苗の増殖(自家増殖)には、育成者の許諾が必要です。知らないうちに育成者の権利を侵害してしまわないよう注意してください。

取組事項

- ・登録品種の種苗を無断で増殖しない。
- ・種苗の購入時に、「登録品種」であるか、表示を確認する。

品種育成には、専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の費用が必要です。このため、種苗法に基づく品種登録制度により、品種の育成者の権利保護が行われています。

品種登録制度では、他の品種と異なる特性を有する新品種を育成し、農林水産省に出願・登録された登録品種に対して知的財産権である「育成者権」を付与し、一定期間(最長25年、ただし果樹などの木本性植物の場合は30年)保護する仕組みとなっています。したがって、育成者権のない一般品種については、誰でも自由に利用ができます。

【登録品種】 利用するには育成者の許諾が必要

- (1) 一般品種にない新たな特性(良食味、多収性、耐病性など)を有する品種
- (2) 種苗法に基づき登録された品種
- (3) 育成者権は25年(木本は30年)

【一般品種】 誰でも自由に利用可能

- (1) 在来種など地域で代々受け継がれてきた品種
- (2) 品種登録をされたことのない品種
- (3) 登録期間が切れた品種

【禁止事項】

登録品種の種苗の増殖(自家増殖)には、育成者の許諾が必要です。無断で増殖をしてはいけません。また、登録品種の種苗の使用を制限する条件が定められている場合は、その内容に従う必要があります。

【表示の確認】

登録品種の種苗には、「登録品種」等の表示があります。種苗を購入する際は、表示を確認しましょう。なお、登録品種ではない種苗に対して登録品種である旨の表示を付けることも種苗法違反となります。

■種苗法(抜粋)

第56条(虚偽表示の禁止)

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 二 登録品種以外の品種の種苗であって、その種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為
- 三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第67条(侵害の罪)

育成者又は専用利用権を侵害した者は、10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

種苗を増殖する場合の注意

- ✓登録品種の増殖には許諾が必要です
令和4年4月1日から登録品種の収穫物の一部を自分の種苗として使うことにも、育成者の許諾が必要になりました(育成者が認めていれば増殖できます)。違法栽培や海外への流出を防ぐためにご協力をお願いします。※改正前の種苗法で自家増殖とされている行為
- ✓増殖した種苗の販売や譲渡には許諾が必要です
増殖した登録品種の種苗はこれからも今までと同様に許諾なしには譲渡や販売はできません。
- ✓簡易な許諾方法
育成者が認めていれば、団体を通じた簡易な許諾手続きも可能です。

※登録品種かどうかや、品種の利用条件は、流通品種データベースでも調べられます。
<https://hinshu-data.jataff.or.jp>



海外への種苗の持ち出し

- ✓海外への持ち出しに注意
海外持出禁止との条件が定められている場合は、この様な種苗の海外への持ち出しは法令違反になります。
- ✓栽培地域が限定された品種もあります
栽培地域が限定された登録品種は、指定地域以外での栽培が制限されています。



表示の確認

- ✓表示を確認しましょう
登録品種の種苗には、「登録品種」などの表示があります。種苗を購入する際は、表示を確認しましょう。
- ✓利用条件にも注意
国内栽培地域の限定など条件が有る場合がありますので、種苗への表示を確認しましょう。



出典：農林水産省HP
※品種登録に関する最新の情報は、農林水産省HPで確認してください。

【根拠法令等】

- ・種苗法(平成10年法律第83号)
- ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)

